

令和2年2月14日
京丹後市役所

職員の懲戒処分について

- 1 処分理由 職務怠慢及び信用失墜行為（地方公務員法第29条第1項第1号及び第2号該当）

平成31年3月以降、障害児福祉手当、特別障害者手当、特別児童扶養手当の支給遅延、また、通知書の未発送など、不適切な事務処理（計63件）を行った。
- 2 処分内容 懲戒 停職2月
- 3 処分年月日 令和2年2月14日
- 4 被処分者 健康長寿福祉部 障害者福祉課 係長 46歳 男性
- 5 その他 管理監督責任として、健康長寿福祉部長及び障害者福祉課長を文書訓告とした。
- 6 市長のお詫びの言葉
市職員がこのような行為を行いましたことは、誠に遺憾であり、関係の皆様、市民の皆様に深くお詫び申し上げます。今後このようなことがないように、関係職員に十分注意し、一層の指揮監督に努めます。

お問い合わせ先
市長公室人事課
電話：0772-69-0150